

林業・木材製造業労働災害防止協会

香川支部長 殿

職場における熱中症予防対策の重点的な実施について（要請）

職場における熱中症予防対策については、「職場における熱中症の予防について」（平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619002 号、以下「基本対策」という。）により推進しているところですが、平成 27 年の全国の職場における熱中症による死者数は 29 人と例年より多く、特に建設業及び建設現場に付随して行う警備業での死者数は 19 人と、猛暑であった平成 22 年の死者数と同数となつており、香川労働局管内においても、昨年、警備業において、熱中症が原因と考えられる死亡災害が 2 件連続して発生しております。

このため、本年においては、早い時期から重点的に熱中症予防対策の推進を図ることとし、基本対策のうち、屋外作業を中心に特に留意すべき内容を別紙 1 のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、会員事業場へ周知徹底いただきますよう要請します。

平成 28 年 6 月 6 日

香川労働局長



1 W B G T 値（暑さ指数）の活用

事前にW B G T 予報値、熱中症情報等を確認するとともに、作業中にもW B G T 値の測定に努め、作業中に身体作業強度に応じたW B G T 基準値を超えることが予想される場合には、直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根の設置やスポットクーラー又は大型扇風機を使用し、単独作業を行わないようにするとともに、連続作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等の作業時間の見直しを行うこと。

2 热への順化期間の設定

高温多湿作業場所で初めて作業する作業者については、热への順化期間を設ける等配慮すること。热への順化期間については、7日以上かけて热へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

3 水・塩分の定期摂取

水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡回を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること。

4 服装等

透湿性・通気性の良い服装（クールジャケット、クールスーツ等）を着用させること。また、直射日光下では通気性の良い帽子やヘルメット（クールヘルメット等）を着用させるほか、後部に日避けのたれ布を取り付けて輻射熱を遮ること。

5 睡眠不足・体調不良等の確認

作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食が未摂取、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼の際にその状態が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

6 休憩場所の整備等

作業場所又はその近傍に、臥床することができる冷房を備えた休憩所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保し、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう、また、冷たいおしぶり、水風呂、シャワー等体を適度に冷やすことのできるよう物品及び設備を設けること。

7 緊急連絡網の作成と周知

あらかじめ、病院・診療所などの所在地や連絡先を把握し、緊急連絡網を作成して関係者に周知しておくとともに、熱中症が疑われる場合には、躊躇することなく救急隊を要請すること。